

(令和6年度補正分) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 鳥取県倉吉市
本事業の担当部局名 経済観光部しごと定住促進課

事業メニュー	結婚新生活支援事業				
区分	都道府県主導型市町村連携コース				
関連事業メニュー	4.2 結婚新生活支援事業(都道府県主導型市町村連携コース)				
個別事業名	倉吉市結婚新生活支援事業		新規／継続 (一般財源での実施も含む)	継続	
実施期間	令和7年4月1日	～	令和8年3月31日	事業開始年度	令和5年度
総事業費(A)(円)	12,000,000	寄付金その他の収入予定額(B)(円)	0	差引額(A-B)(円)	12,000,000
対象経費支出予定額(円) ※補助率を乗じる前の額	9,000,000				
費用内訳(円)	個別事業の内容のとおり				
自治体における少子化対策の全体像及びその 中での本個別事業の位置付け	＜自治体における少子化対策の全体像＞※全事業共通 近年、少子化、核家族化の進展や生活労働環境の変化等により子どもを育てる環境も大きく変化していることから、少子化対策として結婚機運の盛り上げ、婚活イベント、子育て相談等の様々な取り組みを行う。 また、結婚新生活支援事業を実施し、若い世代に対し経済的に新生活への生活環境を整備する補助を行う。				
	＜本個別事業の位置付け＞ 本事業は、結婚を支援する取組として位置づけることで、出会いの場から結婚までの一体的な支援を図る。				
個別事業の内容	1. 概要				
	【対象費用】				
	☒ 住宅取得費用 ☒ 住宅リフォーム費用 ☒ 住宅賃借費用 ☒ 引越費用				
	【補助対象要件】 原則として国基準とし、自治体独自基準による場合は当該欄に記載				
	所得要件	国基準	夫婦の合計所得が500万円未満		
		自治体独自基準	夫婦の所得要件を撤廃 ※要件緩和分は自治体単費にて実施		
	年齢要件	国基準	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯		
		自治体独自基準			
	【補助上限額】 原則として国基準とし、自治体独自基準による場合は当該欄に記載				
	29歳以下 の場合	国基準	各費用に係る合計が60万円		
自治体独自基準					
39歳以下 の場合	国基準	各費用に係る合計が30万円			
	自治体独自基準				
【その他独自要件】 夫婦共に市税等の滞納がないこと。					

2. 申請見込

①新規世帯見込	10		世帯	②継続補助世帯見込	10		世帯
上記のうち	ともに29歳以下	5	世帯	(継続補助規定の有無)	有		
	その他	5	世帯				

【世帯数積算根拠】

申請見込については、令和6年度の当事業における支給実績・相談件数を引用。

(参考)

【令和6年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	12世帯
～12月(実績)	3世帯
1月～3月(見込)	9世帯

【金額積算根拠】

＜上限額＞	＜左記の上限額の合計を使用しない場合の積算＞
(29歳以下) 5 世帯 × 600,000 円 =	3,000,000 円
(その他) 5 世帯 × 300,000 円 =	1,500,000 円
(継続補助)	4,500,000 円
合計	9,000,000 円

3. 広報の実施予定

広報紙により全戸配布(15,900部)及びホームページなどで周知するほか、婚姻届提出時に該当年齢の全婚姻者に対して制度のチラシを配布する。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値(時点)	現状値(時点)
	合計特殊出生率			1.75 (R7年度)	---
参考指標 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績値(時点)	
	合計特殊出生率			---	
	婚姻件数		件	120 (R5)	
	婚姻率			2.6 (R5)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標	KPI項目		単位	目標値(時点)	現状値(時点)
	番号	項目			
	(アウトプット)				
	①	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	100 (R7年度)	18 (R5年度実績)
	(アウトカム)				
	①	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	60 (R7年度)	55 (R5年度実績)
	②	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	70 (R7年度)	66 (R5年度実績)